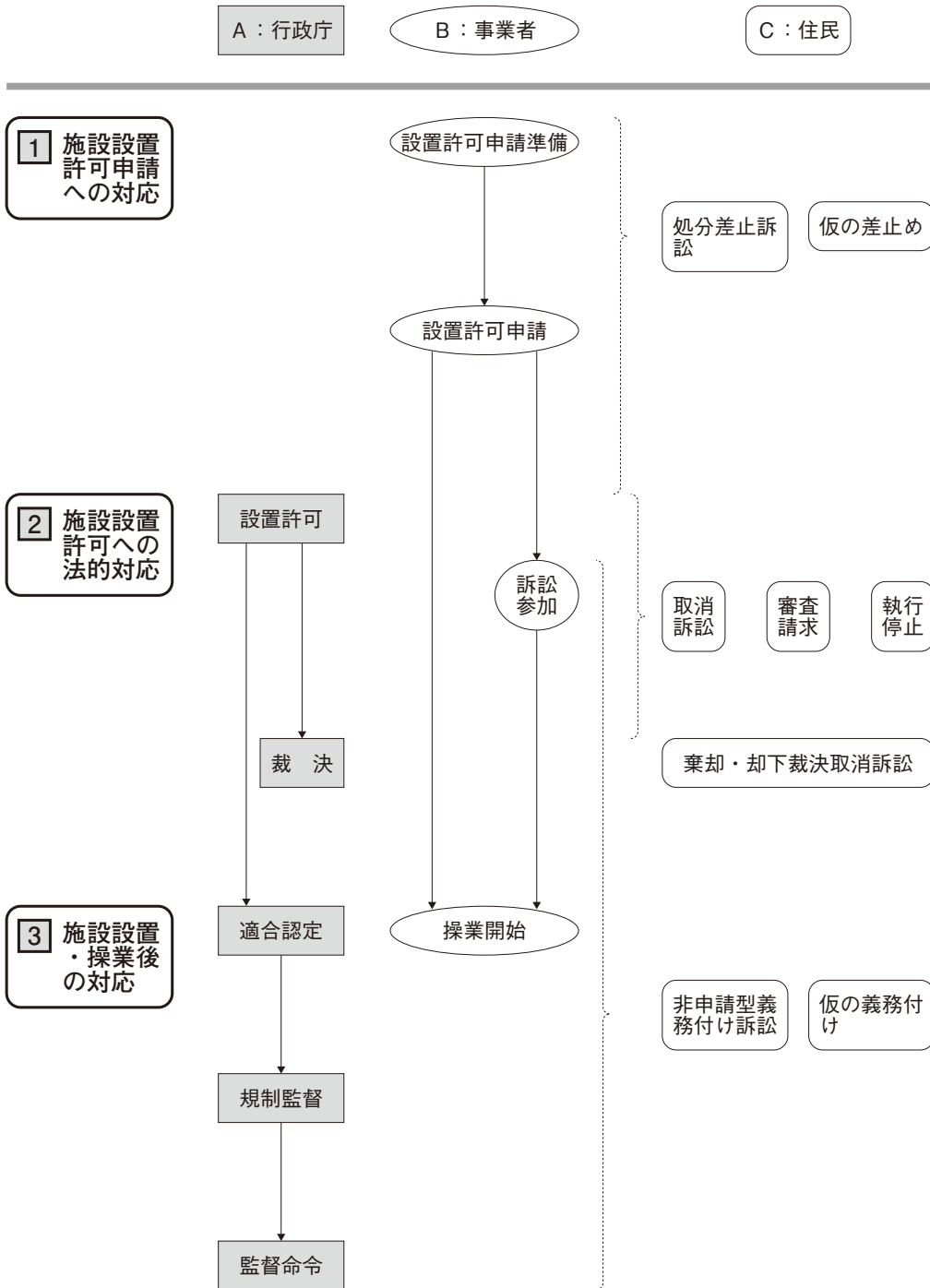


### <フローチャート～施設設置許可に対する法的対応>







ておく必要があります。

したがって、重大な損害が生じるおそれがあることや原告適格といった本案の訴訟要件が認められなければなりません。さらに、仮の差止めの認容には、償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があることや本案について理由があるとみえることが必要であり、認容のハードルは相当高くなっています。施設設置許可につき仮の差止めが認容された例は、まだ見当たりません（申立てが却下された例として、大阪地決平17・7・25判タ1221・260）。

#### ◆処分差止訴訟の原告適格

以上の法的措置をとるためには、周辺住民に原告適格が認められる必要があります。業許可取消訴訟の原告適格については、都城市産業廃棄物処分業許可判決（最判平26・7・29判時2246・10）があります。同最高裁判決は、周辺住民のうち、当該最終処分場から有害物質が排出された場合に、これに起因する大気や土壌汚染、水質汚濁、悪臭等による健康・生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある範囲（被害想定地域）内の住民は、当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物処分業許可取消訴訟の原告適格を有するとしました。

また、同最高裁判決は、被害想定地域の具体的判断につき、処分場の種類・規模等の具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住地域と当該処分場の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし合理的に判断すべきであるとし、ミニアセスメントの調査対象地域内の住民の原告適格を肯定しました（本件処分場の中心地点から約1.8km内の住民につき肯定、20km以上離れた住民につき否定）。

施設設置許可の処分差止訴訟についてもパラレルに考えてよいでしょう（例えば、東京高判平21・5・20（平19（行コ）299）裁判所ウェブサイト）。周辺住民としては、周辺住民のうち、確実に原告適格が得られる者を原告として選定する必要があります。

#### ◆産廃処理施設の設置・操業に対する民事差止訴訟・民事仮処分

産廃処理施設の設置・操業により、健康・生活環境への危険が生ずるおそれがある者は、人格権に基づき、設置・操業行為の民事差止訴訟を提起することができます。この訴訟は、係争施設により問題となる法的争点が異なります。

産廃処理施設には、①中間処理施設と②最終処分場があります。①は焼却、溶融、破碎、中和、乾燥、脱水、油水分離等の施設など多岐に渡ります。②は安定型、管理型、遮断型の3種類の施設があります。例えば、①の焼却施設では大気経由の環境影響が、②の施設では地下水汚染による環境影響が主に問題とされます。なお、民事本案

訴訟の提起のいかんにかかわらず、同内容の民事仮処分<sup>②</sup>の申立て（民保23②）をすることもできます。

これらの法的措置は操業が終了するまで、理論上はいつでもとることができます。行政訴訟とは別に手続をとることも、並行してとることもできます。

民事差止訴訟・民事仮処分では、施設設置許可の違法性も問題となりますが、受忍限度を超える被害発生の高度の蓋然性の有無が主たる争点となります。

### ケーススタディ

**Q** 産廃処理施設を設置した後の施設に関する規制には、他にどのようなものがありますか。

**A** 次のような規制があり、年々規制が強化される傾向があります。

施設の設置者は、施設につき知事の定期検査を受け（廃掃15の2の2）、省令で定める技術基準及び申請書記載の維持管理計画に従い、維持管理する義務があります（廃掃15の2の3）。また、設置者は施設の維持管理に関する記録とその備置義務があり、利害関係者に閲覧させる義務があります（廃掃15の2の4・8の4）。

さらに、処理施設の廃止には知事への届出義務があります。最終処分場の場合は、埋立処分の終了を届け出て、省令で定める技術基準への適合につき知事の確認を得たときに限り、廃止ができます（廃掃15の2の6③・9④⑤）。

最終処分場については、埋立処分終了後の維持管理の適正を図るため、埋立処分終了までの間毎年度、省令で定める一定の設置者について、処分場ごとに維持管理積立金を積み立てる義務があります（廃掃15の2の4・8の5）。

これらの規制違反については、許可取消しや是正監督命令等の不利益処分の事由となりますので、紛争が生じた場合は、不利益処分をめぐる訴訟提起を検討する必要があります。

## 【参考書式22】 訴状—措置命令の義務付け訴訟

## 訴 状

平成○年○月○日

○○地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 花 子 ㊞

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 措置命令義務付け請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 請求の趣旨

- 1 A県知事は、株式会社Bに対し、別紙産業廃棄物処分場目録記載の産業廃棄物処分場について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づき、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ぜよ
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 請求の原因

## 第1 当事者等

- 1 原告は、別紙産業廃棄物処分場目録記載の産業廃棄物安定型最終処分場（以下「本件処分場」という。）の周辺である別紙当事者目録記載の住所地に居住する者である（甲1）。
- 2 訴外株式会社Bは、A県における産業廃棄物、一般廃棄物の処理処分業等を目的とする株式会社である（甲2）。
- 3 被告は、株式会社Bに対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）上の規制監督権限を有するA県知事の属する公共団体である。

## 第2 本件処分場の概要

本件処分場の概要は、別紙産業廃棄物処分場目録記載のとおりである（甲3）。



## 第3 本件不作為の違法

## 1 株式会社Bによる産業廃棄物処理基準違反

平成〇年〇月〇日、本件処分場から黒い汚水が〇〇川に排出されたため、A県〇〇保健所長は、同月〇日、株式会社Bに対し、本件処分場の場内水の排水を停止するように指導した。A県保健環境研究所は、同月〇日、本件処分場の浸透水（浸透水採取設備において採取された水）、場内水及び放流水の水質検査を実施したところ、浸透水について、浸透水基準の2.7倍に相当する0.027 mg/ℓの鉛が検出された（甲4）。

そのためA県知事は、同年〇月〇日、株式会社Bに対し、速やかに本件処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、本件処分場について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物を除去し、産業廃棄物処理基準に適合させるよう、嚴重注意を行った。

これに対し、株式会社Bは産業廃棄物の搬入と埋立処分を中止したものの、資金不足を理由に、それ以上の措置をとろうとしていない。

## 2 A県知事による不作為

本件処分場においては、現在、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるから、A県知事は、必要な限度において、当該処分を行った株式会社Bに対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること（措置命令）ができる（法第19条の5第1項第1号）。

措置命令には行政裁量があるが、法は、廃棄物の適正な処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることなどにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするところ（法第1条）、生活環境保全のための規制権限は、産業廃棄物処分場の周辺住民の生命・健康の保護をその主要な目的の1つとして、適時にかつ適切に行使されるべきものである。

しかるに、本件処分場で産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われたことにより、鉛で汚染された地下水が原告らを含む本件処分場の周辺住民の生命・健康に損害を生ずるおそれがあり、また、この損害を避けるために他に適当な方法がないから、A県知事が法に基づく上記規制権限を行使せず、本件措置命令をしないことは、上記規制権限を定めた法の趣旨・目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用に当たる。

よって、A県知事が、法第19条の5第1項に基づき、株式会社Bに対し支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずべき旨（本件措置命令）を命ずることを求める、請求の趣旨記載の訴えは、認容されるべきである。

以 上

証拠方法〔略〕

附属書類〔略〕

(別紙) 当事者目録〔略〕

(別紙) 産業廃棄物処分場目録

### 産業廃棄物処分場目録

1 施設の種類

産業廃棄物安定型最終処分場

2 処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、ゴムくず、がれき類

3 設置場所

所在 A県〇〇市

地番 〇番〇

地目 山林

地積 9,000m<sup>2</sup>

4 処理能力

埋立可能面積 1万2,345m<sup>2</sup>

埋立可能容量 12万3,456m<sup>3</sup>